

## 愛称使用開始までの流れ

## ① ネーミングライツ公募の検討

- ・公募する施設、予算、期間、予定価格算定の根拠、工程表等の作成
- ・現在の施設名を使用している看板、パンフレット（他の部署を含む）等の確認

## ② 協議

- ・財政課と施設所管課で協議
- ・公募準備を進めることの確認

## ③ 選定委員会の開催準備

- ・募集要項案の作成
- ・選定基準の作成

## ④ 選定委員会の開催

- ・募集要項の決定

## ⑤ 公募

- ・起案時に施設所管課合議
- ・質問事項への回答
- ・応募の受付（原則1ヶ月以上の期間を設ける）

## ⑥ 選定委員会の開催

- ・応募者の審査
- ・ネーミングライツパートナー決定後、応募者へ選定結果を通知

## ⑦ 契約

- ・契約交渉
- ・契約締結

## ⑧ 公表

- ・広報（市広報誌、市HP、市FB等）

## ⑨ 表示の変更

- ・看板等の新設、表示の変更（市指定の場所を市が実施）
- ・市HP、各種パンフレット等の変更

## ⑩ 愛称使用開始